

富山市告示第583号

富山市建設工事競争入札参加資格者選定要綱を次のとおり定める。

平成20年10月31日

富山市長 藤井裕久

富山市建設工事競争入札参加資格者選定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、富山市が発注する建設工事の請負契約の競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、資格審査の時期、方法等について、必要な事項を定める。

(競争入札参加者の資格)

第2条 競争入札に参加できる者（以下「入札参加資格者」という。）は、次の各号に該当する者であって、第5条の規定により建設工事競争入札参加資格者名簿に登載されたものでなければならない。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定により建設業の許可を受けている者
- (2) 法第27条の23の規定に基づく経営に関する客観的事項の審査を受けている者
- (3) 次に掲げる届出を行っている者（当該届出の義務がある者に限る。）
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(競争入札に参加することができない者)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、

競争入札に参加することができない。

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 法第28条第3項の規定により、新潟県、石川県及び富山県の区域内において営業停止を命ぜられた者であって、当該営業停止期間中の者
- (3) 富山市競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止期間中の者
- (4) 税を滞納している者
- (5) 第9条の規定により入札参加資格を抹消され、2年を経過しない者
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者及び更生手続開始の決定を受けた者又は再生手続開始の決定を受けた者にあつては、再度の入札参加資格の認定を受けていない者
- (7) 富山市工事成績評定点による入札参加の制限等に関する要領に基づく入札参加制限期間中の者
（資格審査申請の時期及び方法）

第4条 競争入札に参加しようとする者は、建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）
- (2) 第2条第3号に定める届出を経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書で確認できない場合は、当該届出を行ったことを確認することができる書類（写し）
- (3) 主観的事項に関する申請書（様式第2号（その1－その4）富山市の区域に主たる営業所を有する者（以下「市内業者」という。）に限る。）
- (4) 企業規模等調書（様式第2号の2）（市内業者に限る。）
- (5) 委任状（入札、契約の締結並びに代金の請求及び受領等の権限を委任する場合に限る。様式第3号）
- (6) 営業所一覧表（様式第4号）

(7) 営業所の専任技術者一覧表（様式第4号の2）（法第7条第2号及び法第15条第2号に規定する営業所ごとに配置する専任の技術者。ただし、富山市の区域以外に主たる営業所を有する者（以下「市外業者」という。）のうち、富山県の区域に法第3条第1項に定める営業所を委任先としている者にあつては、当該委任先が受けている建設業の許可業種に限る。）

(8) 工事経歴書

(9) 業態調書（様式第5号）

(10) 技術職員名簿（様式第6号）

(11) 技術職員以外の職員名簿（様式第7号）

(12) 保有機械器具調書（様式第8号）

(13) 登記事項証明書（法人が申請する場合に限る。）

(14) 身分証明書（個人が申請する場合に限る。市町村長発行のもの。）

(15) 納税証明書

(16) 取引金融機関届（様式第9号）

(17) 資本関係・人的関係に関する調書（様式第10号。）

(18) 営業所実態調査依頼書（様式第11号。新たに競争入札参加資格申請を行った者（前回の定期受付により有効な期間において資格者名簿に登載されていた者が行う場合を除く。以下「新規申請者」という。）のうち、市内業者に限る。）

(19) 営業所写真（様式第12号その1、その2。新規申請者のうち、市内業者に限る。）

(20) 営業所案内図（様式第12号その3）

(21) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請書は、平成20年度及び同年度から起算して2の倍数の年度を経過したごとの年度（以下「定期受付年度」という。）の11月1日から12月25日まで（富山市の休日を定める条例（平成17年富山市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。ただし、提出期間の末日が休日に当たるときは、当該休日の翌日まで）に提出しなければならない。

3 市長は、定期受付年度の受付（以下「定期受付」という。）のほか、

入札参加資格の有効期間の開始日から、当該定期受付年度から起算して2年度経過後の2月15日まで（休日を除く。）の間、申請書を受け付ける（以下「随時受付」という。）。

（建設工事競争入札参加資格者名簿への登載）

第5条 市長は、申請書を受理したときは、次に掲げる事項（市外業者にあつては、第1号に掲げる事項）につき、別に定めるところにより審査し、建設工事競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載するとともに、資格の有無を申請者に対して通知する。なお、次項の規定による工事の種類別格付を行った申請者には、同時にその等級を通知する。

(1) 法第27条の23に規定する経営に関する客観的事項

(2) 市工事成績

定期受付年度（ただし、随時受付にあつては、その申請により得られる入札参加資格について、第6条に規定する有効期間の満了日が同一となる定期受付年度）の前4年度における建設工事の種類別の市工事成績

(3) 市工事経歴

定期受付年度の前4年度における建設工事の種類別の市工事完成高

(4) 技術職員数（法第27条の23第1項の規定による経営事項審査における業種別の総合評定値の算出の基礎となった技術職員数）

(5) 信用状況

定期受付年度の前2年度における書面又は口頭による警告及び注意、指名停止、入札参加制限、指示並びに営業の停止の状況

(6) 社会的貢献の状況

定期受付年度及び前年度における除雪協力の状況、定期受付年度における災害協力及び障害者雇用の状況、申請日において、富山市消防団協力事業所表示制度実施要綱（平成20年富山市消防局訓令第3号）第2条第2号に定める消防団協力事業所の認定を受けた事業所の登録の状況、富山市が平成20年度から二酸化炭素排出削減策の一環として実施したチーム富山市推進事業（以下「チーム富山市」という。）に、チーム富山市のメンバーとして登録した事業者の登録の状況、

ボランティア活動の状況、定期受付年度の前2年度における保護観察対象者等の雇用状況、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第4項の規定による届出の状況、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条第7項の規定による届出の状況、本市のSDGsサポーター登録の状況、除雪オペレーターの育成の状況。

2 前項の格付は、土木工事についてはA、B、C又はDの4等級に、建築工事、電気工事、管工事、舗装工事及び造園工事についてはA、B又はCの3等級にそれぞれ格付して行う。

（資格の有効期間）

第6条 入札参加資格の有効期間は、定期受付にあっては定期受付年度の翌年度の4月1日から次の定期受付年度の3月31日までとし、随時受付にあっては資格者名簿に登載された日から次の定期受付年度の3月31日までとする。

（営業の譲渡又は相続）

第7条 入札参加資格者から営業の全部若しくは一部を譲り受けた者又は入札参加資格者の死亡により営業を相続した者は、建設工事入札参加資格（譲受、相続）審査申請書（様式第13号）に営業の全部又は一部を譲り受け、若しくは相続したことを証する書面を添付して提出しなければならない。

2 前項の申請があったときは、随時に第5条の規定により格付し、資格者名簿に登載するとともに、その結果を申請者に通知する。

3 前項の措置に係る資格の有効期間は、譲渡人又は被相続人の有していた有効期間の残期間とする。

（変更等の届出）

第8条 入札参加資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、速やかに入札参加資格変更届出書（様式第14号）を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 受任先営業所等の名称及び所在地

(3) 法人又は共同企業体である場合においては、代表者の氏名

- (4) 受任者の氏名
- (5) 営業所の専任技術者の氏名
- (6) 指定口座
- (7) 電話番号及びFAX番号
- (8) その他

2 入札参加資格者は、入札参加資格を取り下げようとするときは、入札参加資格取下届出書（様式第15号）を提出しなければならない。

（入札参加資格の抹消又は格付の降級）

第9条 入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を資格者名簿から抹消し、又は格付を降級することができる。

- (1) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 申請書及び添付書類に事実と異なる事項を記載したとき。
- (4) 第3条第4号の規定に該当したとき。
- (5) 前条第1項に規定する変更の届出をしなかったとき。

（発注工事に対応する建設業許可業種の基準）

第10条 発注工事の種類別に応じ、入札参加することのできる建設業の許可業種の基準は、別表のとおりとする。

（共同企業体の特例）

第11条 共同企業体の申請要件は、別に定めるところによる。

2 共同企業体は、建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第16号）に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 共同企業体協定書
- (2) 構成員ごとの施工実績調書
- (3) 構成員ごとの配置予定技術者調書
- (4) 電子入札用委任状（電子入札による場合に限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前項の場合において、入札後に当該建設工事に係る共同企業体の資格審査を行うときは、前項第1号に掲げる書類は、当該入札後に提出するものとする。

- 4 建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書は、市長が必要と認める場合に、その都度提出できるものとする。この場合において、第6条の規定は適用しない。
- 5 共同企業体の資格審査は、第5条の規定に準じて、別に定めるところにより行う。
- 6 共同企業体の構成員が第9条の各号のいずれかに該当したときは、当該共同企業体は、第9条の規定の適用を受けるものとし、共同企業体が第9条の各号のいずれかに該当したときは、当該共同企業体の構成員について同様とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年11月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 第5条第1項第4号の規定については、定期受付にあっては平成22年度の申請から、随時受付にあっては平成23年度の申請から適用する。
(経過措置)
- 3 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、廃止前の建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 施行日以後における平成20年度の随時受付に係る手続については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成22年11月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 第5条第1項第4号、第5号及び第2項の規定については、定期受付にあっては平成22年度の申請から、随時受付にあっては平成23年度の申請から適用する。
- 3 施行日以後における平成22年度の随時受付に係る手続については、

なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の富山市建設工事競争入札参加資格者選定要綱第5条第1項第5号の規定は、定期受付にあっては平成24年度の申請から、随時受付にあっては平成25年度の申請から適用し、平成23年度及び平成24年度の随時受付に係る手続きについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年11月4日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の第2条第3号、第4条第1項第4号、様式第2号その1及び様式第2号その3の規定は、定期受付にあっては平成26年度の申請から、随時受付にあっては平成27年度の申請から適用し、平成26年度の随時受付に係る手続については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の第5条第1項第6号、様式第1号、様式第2号その1、様式第4号及び様式第6号の規定は、定期受付にあっては平成28年度の申請から、随時受付にあっては平成29年度の申請から適用し、平成28年度の随時受付に係る手続については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年11月2日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の富山市建設工事競争入札参加資格者選定要綱の規定は、定期受付にあっては令和2年度の申請から、随時受付にあっては令和3年度の申請から適用し、令和2年度の随時受付に係る手続にあっては、なお従前の例による。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の富山市建設工事競争入札参加資格者選定要綱の規定は、定期受付にあっては令和4年度の申請から、随時受付にあっては令和5年度の申請から適用し、令和4年度の随時受付に係る手続にあっては、なお従前の例による。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。